

## I 平成26年度 事業計画

### 1 基本方針

循環型社会、低酸素型社会の実現は現在の日本の社会的な要請であり、国においても施策を強化し、循環型社会形成の動きが加速しているところであります。

このような中、環境への負荷をできるだけ少なくした社会の構築を目指すには、3Rの推進と適正処理の確保が急務であり、排出事業者から、信頼性のある適切な処理サービスの提供を求められるとともに、事業者として、利用ニーズ、品質にあった再生品を市場に提供すること、産業廃棄物処理からエネルギーを回収し、経営改善を行うこと、広く技術、ノウハウ、受入量の確保を行い競争に打ち勝つことなどに努めることが必要であると考えられます。

いずれにしましても、当協会としては、産業廃棄物処理業者の質的転換と循環型社会の構築への一役を担うとの認識を深めながら、産業廃棄物の適正処理の推進という社会的使命と責務を果たすこととしている。

このため、今後とも協会会員の加入促進に努め、組織を充実、発展させるとともに、研修会、講習会等を開催し、会員企業の発展と当協会の進展を図り、社会の負託に応えるべく各種事業に積極的に取り組んでいくこととしている。

## 2 事業の区分

本年度は、新公益法人制度に基づき、特例民法法人から一般社団法人へ移行したところであり、「平成20年度公益法人会計基準」に準拠した事業区分による事業体系とし、取り組むべき主たる事業を「実施事業」、「その他の事業」及び「法人会計」に区分し実施していきます。

実施事業とは公益目的財産額に相当する金額を零とするために行う公益目的のための事業で、「公益目的事業」、「継続事業」をいい、これに「特定寄付」をあわせたものを「実施事業等」といいます。

なお、実施事業については、支出の総額が収入の総額を上回ることが求められています。

## I 実施事業等会計

### 実施事業（継続事業）

産業廃棄物の適正処理の推進や資源循環型社会の構築に向け、排出事業者や産業廃棄物処理業者等を対象に、講習会の開催や啓発パンフレット等を作成し、行政施策等の情報を提供する。

### 1 産業廃棄物適正処理推進等事業

#### (1) 適正処理の推進普及啓発事業

- ① 産業廃棄物適正処理推進パンフレットの作成・普及
- ② 産業廃棄物委託契約及び産業廃棄物管理票等に関するマニュアルの作成・普及
- ③ 電子マニフェスト普及促進パンフレットの作成・普及
- ④ 産業廃棄物処理業許可期限更新に係る通知事業
- ⑤ 適正処理に関する相談指導事業

(2) 講習会等開催業務受託事業

- ① 情報開示に関する個別セミナー事業  
(平成26年7月11日、8月11日、9月30日)
- ② エコアクション21取得支援セミナー業務
- ③ 産業廃棄物管理票電子化(電マニ)推進事業委託  
(平成26年8月28日~29日)
- ④ 産業廃棄物実務担当者講習会業務委託  
(平成26年11月18日~20日) 小松、七尾、輪島、金沢
- ⑤ 産業廃棄物適正処理講習会業務委託

(3) 産廃関係団体実施の講習会実施協力

- ① 産業廃棄物の収集・運搬課程(更新) 平成26年7月29日
- ② 産業廃棄物の収集・運搬課程(新規) 平成26年7月30日~31日
- ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者 平成26年8月1日
- ⑤ 産業廃棄物の収集・運搬課程(更新) 平成27年2月27日

\* 会場は全て「金沢市文化ホール(大集会場)」

2 産業廃棄物処理業者育成等事業

(1) 各種研修及び普及啓発事業

- ① 産業廃棄物処理に係る研修会の実施
- ② リスクアセスメント研修会の実施
- ③ エコライフ産廃いしかわの発行・配布
- ④ 産業廃棄物関連の会議等に参加し、適正処理等の推進に関する技術情報の提供

(2) 適正処理支援事業

- ① ホームページ等による協会のPRと処理企業検索等情報の提供
- ② 不法投棄を防止するため、石川県産業廃棄物不法投棄防止連絡協議会や金沢市不法投棄防止合同パトロールへの参加
- ③ 産業廃棄物不法投棄撲滅街頭キャンペーン等の実施

(3) 環境修復基金の適正な管理事業

(4) 地震等による大規模災害廃棄物処理支援体制の構築

(5) 協力支援事業

- ① (公社) 全国産業廃棄物連合会、同信越・北陸地域協議会や(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター等との情報共有により各種事業等について連携を図る。
- ② (公社) 全国産業廃棄物連合会等が行う産業廃棄物の適正処理等に関する調査等への参加支援
- ③ エコアクション21地域事務局金沢商工会議所が行う判定委員会への参加等

(6) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の頒布・普及事業

(7) 電子マニフェスト運用支援事業

(8) 産業廃棄物収集運搬車両表示ステッカーの頒布・普及事業

## II その他会計

「共益事業」(実施事業等とならないもの)

排出事業者と産業廃棄物処理業者が連携し、適正処理の確保と産業廃棄物処理の3Rを推進するため、引き続き会員の加入促進や産業廃棄物処理業界への信頼性の向上を図り、これから業界を担っていく人材の育成を図るため、各種事業等を実施し支援・育成に努める。

(1) 組織強化事業

- ① 協会広報用パンフの作成・会員加入促進
- ② 優良会員等の顕彰するため国・県及び(公社) 全国産業廃棄物連合会等への優良会員等の推薦
- ③ 会員の福利厚生事業等の斡旋
- ④ 先進施設等の維持管理状況などを学ぶとともに会員相互の親睦を図る視察研修の実施
- ⑤ 協会の次世代を担う青年部会活動の支援

(2) 各種研修及び普及啓発事業

- ・会員名簿の発行・配布

## III 法人会計(管理事業)

- 1 総会、理事会等の運営  
協会運営の基本となる総会、理事会等の開催
- 2 公益法人制度改革への対応  
新公益法人制度改革への対応として特例民法法人から一般社団法人への移行後の  
事務手続き
- 3 事務局法人の運営  
協会運営に必要な事務局の運営